



(証券コード 7776)

## 第25期定時株主総会の招集に際しての 電子提供措置事項

**主要な拠点**

**従業員の状況**

**主要な借入先**

**会社の新株予約権等に関する事項**

**役員等賠償責任保険（D&O保険）契約の内容の概要**

**会計監査人の状況**

**業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要**

**剰余金の配当等の決定に関する方針**

**個別注記表**

**計算書類に係る会計監査人の監査報告書**

**監査等委員会の監査報告書**

上記事項につきましては、法令及び当社定款第12条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求をしていない株主様には、「アクセス通知のみ」を発送しております。

**株式会社セルシード**

## 主要な拠点（2025年12月31日現在）

本社：東京都江東区

細胞培養施設：東京都江東区

細胞培養器材製品の開発・製造施設：東京都江東区

## 従業員の状況（2025年12月31日現在）

事業区分	従業員数	前期末比増減
再生医療支援事業	11名	－名
細胞シート再生医療事業	20	2減
全社（共通）	5	－
合計	36	2減

区分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	22名	1減	44.7歳	5.0年
女性	14	1減	40.7	5.6
合計または平均	36	2減	43.1	5.2

(注) 1. 従業員数は、就業人員であります。

2. 当社は事業区分別の経営組織体系を有しておらず、同一の従業員が複数種類の事業に従事することがあります。

3. 全社（共通）は、総務及び経理等の管理部門の従業員数であります。

## 主要な借入先（2025年12月31日現在）

### (1) 長期借入金

- |             |                    |
|-------------|--------------------|
| ① 資金用途      | 運転資金               |
| ② 借入日       | 2020年10月27日        |
| ③ 借入先       | 株式会社りそな銀行          |
| ④ 借入残高      | 100,000千円          |
| ⑤ 借入期間      | 10年間（返済据置期間5年間）    |
| ⑥ 借入金利      | 当初3年間無利子 4年後より1.4% |
| ⑦ 担保提供資産の有無 | 無                  |

### (2) 長期借入金(1年内返済予定の長期借入金含む)

- |             |                 |
|-------------|-----------------|
| ① 資金用途      | 運転資金            |
| ② 借入日       | 2020年10月27日     |
| ③ 借入先       | 株式会社りそな銀行       |
| ④ 借入残高      | 43,750千円        |
| ⑤ 借入期間      | 10年間（返済据置期間2年間） |
| ⑥ 借入金利      | 1.4%            |
| ⑦ 担保提供資産の有無 | 無               |

## 会社の新株予約権等に関する事項

### (1) 当事業年度末日における当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

### (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社従業員等に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

### (3) その他新株予約権等の状況

#### ① 2017年8月10日の取締役会の決議による第17回新株予約権

新株予約権の総数	1,460個
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式 146,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	総額 76,504,000円 (注) 1 (1株当たり524円 (注) 1)
新株予約権の行使期間	2019年9月1日から2027年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金	資本金 38,252,000円 (注) 1 資本準備金 38,252,000円 (注) 1
新株予約権行使の条件	(注) 2
割当先	当社従業員 36名

- (注) 1. 当初行使価額を行使価額として算出しております。
2. 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
3. 2025年12月31日時点で未行使の本新株予約権の個数は290個であります。

②2025年11月20日の取締役会の各決議による第25回新株予約権

新株予約権の総数	86,000個
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式 8,600,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	総額 3,440,000円 (新株予約権1個当たり40円)
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	総額 3,268,000,000円 (注) 1 (1株当たり380円 (注) 1)
新株予約権の行使期間	2025年12月9日から2027年12月8日
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金	資本金 1,635,720,000円 (注) 1 資本準備金 1,635,720,000円 (注) 1
行使価額の修正条件	(注) 2
行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない
割当先	バークレイズ・バンク・ピーエルシー (Barclays Bank PLC)

(注) 1. 当初行使価額を行使価額として算出しております。

2. 本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の97%に相当する金額に修正されます。但し、かかる計算によると修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とします。下限行使価額は190円とします。
3. 2025年12月31日時点で未行使の本新株予約権の個数は77,087個であります。

## 役員等賠償責任保険 (D&O保険)契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で取締役（監査等委員である取締役を含む。）を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険 (D&O保険)契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し、責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。保険料は全額会社が負担しております。故意または重過失に起因する損害賠償請求は当該保険契約により填補されません。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

## 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

けやき監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額 15,000千円

② 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 15,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査等委員会は、日本監査役協会が公表する『会計監査人との連携に関する実務指針』を踏まえ、適時に合理的な報酬で効率的に実施される高品質な監査であることを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (3) 会計監査人に対して公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）の対価を支払っているときは、その非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任する方針です。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障ある場合等その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に係る議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に上程することといたします。

## 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

### (1)内部統制基本方針の概要

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制について、取締役会において決議しております。

#### ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会は、法令及び定款に基づき経営の重要事項を決定し、取締役の職務執行を監督しております。また、社外取締役により社外の視点からの監督を行っております。

監査等委員会は、各委員が取締役会に出席して意見を述べるほか、取締役の業務執行を監査しております。また監査等委員のうち1名は弁護士であり、法律専門家の視点に基づく監査を担当しております。

必要に応じて顧問弁護士等の専門家のアドバイスを受けるなど、法令及び定款に適合することを確認しております。また、財務報告に係る内部統制規程を策定し、これに基づき個別業務を運用することで、金融商品取引法に基づく財務報告の信頼性を確保します。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下「文書等」という。）に記録し保存しております。取締役及び監査等委員会は、常時これらの文書等を閲覧しております。

#### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理規程に従い、それぞれの担当部門・部署がリスク対応を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は管理部門長またはその指名する部署・使用人が行うものとしております。

また、経営会議において、当社を取り巻く諸問題について話し合い、共通認識を持つとともに必要な対応を協議しております。

#### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役による意思決定の機動性を高め、効率的な業務執行を行い、その実効性を向上させるため、以下の事項を定めております。

ア、毎月1回の定時取締役会に加え、重要な決議事項等が発生した場合、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会では、法令、定款及び当社取締役会規程に基づく経営に関する重要事項の決議及び業務の進捗報告等を行っております。

取締役会は、6名の取締役（うち、社外取締役3名）で構成されており、効率的な意思決定体制及び監督体制が整えられております。

イ. 業務執行取締役と部門長を主要メンバーとする経営会議を、原則として月1回以上開催しております。経営会議では、当社経営会議規程に基づく経営に関する重要事項の審議及び業務進捗報告等を行っております。

また、監査等委員が経営会議に交代で出席して、業務執行状況を監視しております。

ウ. 事業計画に基づき、予算期間における計数的目標を明示し、各部署の目標と責任を明確にすると共に、予算と実績の差異分析を通じて所期の業績目標の達成を図っております。

エ. 内部監査担当部署は、内部統制状況を確認するために内部監査を実施しております。

内部監査責任者は、社長に承認された年間の内部監査計画書に基づき、被監査部署に対して通知を行い、会社の業務及び財産の実態を調査し経営の合理化及び能率の増進に資することを目的に、内部監査を実施しております。

内部監査の実施状況については、社長及び監査等委員会に報告を行っております。内部監査責任者は、内部監査実施後に被監査部署に対し、改善状況を確認しております。

#### ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

製品に関する品質、安全性確保及び法令遵守のため、購買、生産管理、研究開発等の社内規程を整備し、運用に当たっております。

その他一般の法的規制に関する遵守については、法務担当部署が対応しており、企業価値向上のためのコンプライアンス基本規程、内部通報規程等の関連規程が定められております。社員に対し、必要なコンプライアンス研修の受講を実施しております。

また、内部監査により、社内各部署の業務執行の適法性・妥当性について公正かつ客観的な立場で検討及び評価を行っております。

#### ⑥ 当社における業務の適正を確保するための体制ならびに取締役等の職務執行に係る事項の報告に関する体制

当社は、企業価値向上をめざした経営を行い、かつ社会的責任を全うするために、経営理念を策定しております。この経営理念に基づき業務の適正を図るため、情報の共有化や適切な時期での意思決定を行っております。

さらに当社にとって重要な案件は、必要に応じて取締役会に付議し、関連諸規程に基づいて管理監督を実施し、適時適切な報告・相談などを行っております。

また、監査等委員会及び内部監査担当部署は、これらの業務の実施状況を監査しております。

#### ⑦ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会は、内部監査担当部署所属の使用人に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査等委員会より監査業務に必要な命令を受けた使用人はその命令に関して、取締役、内部監査担当部署長等の指揮命令を受けないものとしております。

- ⑧ **取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制ならびに報告した者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制**

取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が、当社の業務及び業績に影響を与える重要な事項、法令違反等の不正行為、重大な不当行為を発見したときは、その内容を速やかに監査等委員会に対して報告する体制を整備しております。また、監査等委員会へ報告したことを理由とする不利益な取扱いは一切行いません。

- ⑨ **その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制及び職務の執行について生ずる費用に関する事項**

監査等委員は、監査等委員会が定めた年度監査方針・監査計画に従い、取締役会その他の重要会議に出席するほか、取締役等から職務の執行状況を適宜聴取し、適法性を監査しております。さらに内部監査担当部署及び会計監査人との相互連携を図り、監査の強化に努めております。また、監査等委員会と代表取締役社長等、業務執行取締役との間の定期的な意見交換会を設定しております。

監査等委員は、その職務執行について生ずる費用について、会社から前払または償還を受けることができます。

- ⑩ **反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況**

当社は、反社会的勢力との係わりを一切持たないようにすることを目的に、反社会的勢力対応規程を定め、管理部門を中心にチェック体制を整備しております。

## (2) 内部統制システム運用状況の概要

当社の取締役会は、6名の取締役（うち、社外取締役3名）で構成されており、業務執行状況の報告が行われるとともに、重要事項の審議・決議を行っております。議場において社外取締役は独立した立場から決議に加わるとともに、経営の監視・監督を行っており、監査等委員会についても同様に経営の監査を行っております。当該体制の2025年1月1日から2025年12月31日までの取締役会、監査等委員会の開催については、定例取締役会（12回開催）、臨時取締役会（2回開催）、定例監査等委員会（12回開催）及び臨時監査等委員会（2回開催）となっております。

また、監査等委員会と代表取締役社長の間では定期的な意見交換会が開催されたほか、監査等委員は経営会議等の社内重要会議に出席すると共に、取締役等から職務の執行状況を適宜聴取することにより、適法性を監査し経営監視機能の強化及び向上を図っております。

その他、内部監査担当部署により、内部監査計画に基づく内部監査を実施し、業務の適正を確保するための対応を継続しております。

## 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題のひとつとして位置付けたうえで、財務体質の強化と積極的な研究開発に必要な内部留保の充実を勘案し、配当政策を実施することを基本方針としております。今後も、中長期的な視点にたつて、成長が見込まれる事業分野に経営資源を投入することにより企業価値の向上に努めてまいります。

しかしながら、当事業年度においては損失計上により利益剰余金がマイナスであるため、誠に遺憾ではありますが、期末配当を無配とさせていただきます。

## 個別注記表

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1)有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等……移動平均法による原価法によっております。

#### (2)棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品……………総平均法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

製品……………総平均法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

貯蔵品……………総平均法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

原材料……………総平均法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

仕掛品……………個別法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

### 2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8～15年
機械及び装置	9～17年
工具、器具及び備品	3～15年

### 3. 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しています。

### 4. 収益及び費用の計上基準

当社は、細胞シート再生医療の基盤ツールである「温度応答性細胞培養器材」及びその応用製品の製造・販売、並びに細胞シート再生医療等製品及びその応用製品の製造・販売を行っております。これらの製品については、主に製品の出荷時点又は検収時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、当該製品の出荷時点又は検収時点で収益を認識しております。また、一部の細胞シート再生医療等製品及びその応用製品の販売については、一定期間にわたり履行

義務が充足されると判断し、顧客に提供する履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。

#### 5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(追加情報)

(従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引)

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」(実務対応報告第36号2018年1月12日。以下「実務対応報告第36号」という。)等を2018年4月1日以後適用し、従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引については、「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号2005年12月27日)等に準拠した会計処理を行うことといたしました。

ただし、実務対応報告第36号の適用については、実務対応報告第36号第10項(3)に定める経過的な取扱いに従っており、実務対応報告第36号の適用日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、従来採用していた会計処理を継続しております。

(貸借対照表に関する注記)

#### 1. 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約を締結しております。

当事業年度末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額	100,000千円
借入実行残高	—
差引額	100,000千円

#### 2. 担保資産

投資その他の資産の「その他」に含まれる保証金のうち45,000千円は、仕入債務の担保に供しておりません。

(損益計算書に関する注記)

減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

(単位：千円)

場所	用途	種類	金額
本社(東京都江東区)	細胞培養器材事業用資産	建設仮勘定	52,000
本社(東京都江東区)	細胞シート再生医療事業用資産	ソフトウェア	488
本社(東京都江東区)	共用資産	工具、器具及び備品	229

(注) 本社の工具、器具及び備品は特定の事業との関連が明確でない資産のため共用資産としております。

減損損失の認識に至った経緯として、細胞培養器材事業、共用資産を含むより大きな単位について、営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなっており、投資額の回収が見込めないため減損損失を計上しております。

なお、回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、零として評価しております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式及び自己株式に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (千株)	当事業年度増加 株式数 (千株)	当事業年度減少 株式数 (千株)	当事業年度末 株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	34,666	891	—	35,557
自己株式				
普通株式	0	—	—	0

(注) 発行済株式の普通株式の増加株式数891千株は、第25回新株予約権(8,913個)の行使による増加であります。

2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

3. 当事業年度末の新株予約権 (権利行使期間の初日が到来していないものを除く。) の目的となる株式の種類及び数

普通株式 7,737,700株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、具体的支出が発生するまでの間は、安全性の高い金融商品等で運用していく方針です。デリバティブは、利用しておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、取引先の状況を定期的に確認し、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券は、台湾合弁会社(日生細胞生技股份有限公司)への出資に係るものであり、信用リスクに晒されております。当社では定期的に合弁会社の財務状況等を把握しております。

営業債務である買掛金及び未払金は、全てが1年以内の支払期日で、その一部には外貨建のものがあり、為替リスクに晒されております。当社では、支払期日及び残高等を定期的に把握することにより管理しております。また長期借入金は、主に運転資金の調達を目的としたものであり、固定金利であるため金利の変動リスクに晒されております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、投資有価証券(貸借対照表計上額21,396千円)は市場価格のない株式等に該当するため、注記を省略しております。また、現金は注記を省略しており、預金、売掛金、未収消費税等、買掛金、未払金は短期で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時	価	差	額
長期借入金(※)	132,916		127,256		△5,659
負債計	132,916		127,256		△5,659

(※) 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

3. 金融商品の時価の適正な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって貸借対照表計上額としない金融負債

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	127,256	—	127,256
負債計	—	127,256	—	127,256

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生の主な原因は、減価償却限度超過額、税務上の繰越欠損金等であります。繰延税金資産については、全額評価性引当額として控除しております。

(収益認識に関する注記)

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

セグメント	一時点で 移転される財	一定の期間にわたり 移転される財	合計
再生医療支援事業	73,303	8,500	81,803
細胞シート再生医療事業	1,875	—	1,875
合計	75,178	—	83,678

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「(重要な会計方針に係る事項に関する注記) 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約負債の残高等

(単位：千円)

	当事業年度
契約負債 (期首残高)	33
契約負債 (期末残高)	—

契約負債は顧客から受け取った前受金に関するものであり、収益の認識に伴い取り崩されます。

② 残存履行義務に配分した取引価格

記載事項はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

- |               |        |
|---------------|--------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 35円37銭 |
| 2. 1株当たり当期純損失 | 31円82銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

(新株予約権の行使による増資)

当社が2025年12月8日に発行した第25回新株予約権につき、2026年1月5日から2026年2月10日までの間に、以下のとおり行使されました。

(1) 新株予約権行使の概要

- ① 新株予約権の名称  
株式会社セルシード第25回新株予約権
- ② 行使価格  
1株当たり251円～310円
- ③ 行使新株予約権数  
15,005個
- ④ 行使者  
バークレイズ・バンク・ピーエルシー (Barclays Bank PLC)
- ⑤ 交付株式数  
1,500,500株
- ⑥ 行使価格総額  
428,560千円

(2) 当該新株予約権行使による発行済株式数及び資本金

- ① 増加する発行済株式数  
1,500,500株
- ② 増加する資本金の額  
214,580千円

(その他の注記)

資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち計算書類に計上しているもの

① 当該資産除去債務の概要

細胞培養器材製品の開発・製造施設の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

② 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から15年と見積り、割引率は0.27%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

③ 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	33,819 千円
時の経過による調整額	91
期末残高	<u>33,911</u>

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2026年2月10日

株式会社セルシード  
取締役会 御中

けやき監査法人  
東京都中央区

指定社員 業務執行社員	公認会計士	宮下圭二
指定社員 業務執行社員	公認会計士	安田秀志

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社セルシードの2025年1月1日から2025年12月31日までの第25期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示

リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告書

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年1月1日から2025年12月31日までの第25期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役等及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、内部監査室と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及びその他施設において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容が相当でないと認める事由はありません。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人けやき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年2月13日

株式会社セルシード 監査等委員会

監査等委員 大江田 憲 治 ⑩  
監査等委員 遠 藤 幸 子 ⑩  
監査等委員 間 野 哲 臣 ⑩

(注) 監査等委員大江田憲治氏、遠藤幸子氏及び間野哲臣氏は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。